

入札監理小委員会における審議の結果報告 次代の文化を創造する新進芸術家育成事業の運営業務

文化庁の次代の文化を創造する新進芸術家育成事業の運営業務については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成28年4月から平成29年3月までを期間として、民間競争入札を実施することとされている。

当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 事業概要及びこれまでの経緯について

○ 本事業は、公共サービス改革基本方針（平成27年7月10日閣議決定）別表において、新規の事業として選定されたものである。

「次代の文化を創造する新進芸術家育成事業」として企画提案要領でその条件を示して公募を行い、有識者で構成される審査委員会において、提案のあった企画のうちから優れた企画を複数採択し、その事業に対して、経費の支援を行うこととしているが、本業務は、この一連の流れに係る事務手続き等の運営業務である。

特定の二者応募が継続しており、競争性の確保が課題とされていたが、平成27年度の入札では二者応札となっている。

単年度事業である。

○ 主な改善点

- ・ 仕様の明確化、情報開示の徹底
- ・ 共同事業体による入札(11頁)
- ・ 余裕を持った入札スケジュール（入札公告から企画提案書の提出までについて1カ月を確保）(11頁)
- ・ 民間競争入札導入に伴う総合評価落札方式の採用（従来は企画競争）

2. 実施要項（案）の審議結果について

【論点】

「実施団体」について不明確である。

【対応】

明確に定義づけをした。（1頁）

【論点】

評価項目のうち、民間事業者に望まれる経験・能力等については、芸術等の経験に大きなウエイトがあり、業務内容から考えてもウエイトが重いので見直すこと。

【対応】

4. 1①の「文化芸術行政」については、単なる「行政」とした。

4. 1②の「舞台芸術、美術、映画の芸術分野における人材育成に関する知見・ノウハウ」については、実際の業務内容である「契約や経理処理に係る業務実績」とした。

4. 1③の「舞台芸術、美術、映画の芸術分野に関する業務実績」及び④の「ネットワーク」についての実績については1つにし、5. 1に「書類を複数人でチェックできる体制があるか」を追加した。（14頁及び22頁）

【論点】

従来の実施に要した経費のうち、変動のある経費の変動要因がわかりにくい。

【対応】

旅費、謝金及び借損料について変動要因を記載した。(23 頁)

3. 意見募集結果等について

平成 27 年 11 月 11 日から 11 月 25 日の間意見募集を行ったが、意見は寄せられなかった。事務局からは文化庁に対し、本業務の周知に更に努めていただくよう依頼を行った。

以上